

Monthly Association  
Construction  
Industry NEWS

建

宮崎県建設業協会機関誌

# 会報

2021  
No.566

12

現場見学会

[令和2年9月30日(水)]  
宮崎県立宮崎農業高等学校  
環境工学科 2年生 28人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

# 目次 CONTENTS

● 令和3年12月の行事予定	1
● 県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 宮崎県選出自由民主党国会議員との意見交換会を開催	3
2. 宮崎県農政水産部との意見交換会を開催	3
3. 令和3年度 第8回常務理事会を開催	4
4. 令和3年度 第6回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	5
5. SDGsへの取組について	6
6. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について	7
7. 令和3年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	8
8. 令和3年度下期 2級建設業計理士に係る1月受験準備講座の開催案内	9
9. 令和3年度 テレビCM放送のご案内	10
10. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	11
● 雇用改善コーナー	
1. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る 推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	12
● 建退共	
1. バス車内公告の掲載について	14
2. 建設業退職金共済制度説明会を開催	14
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	14
● 技士会	
1. 「監理技術者講習」についてのお知らせ	15
2. 中間検査改定に関するアンケート調査へのお願い	15
3. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について	15
4. 第9回土木工事写真コンテストの募集について	16
● 事業協同組合	
1. 立替決済サービス（株）ランドデータバンクのご案内	17
● 建災防	
1. 令和3年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間について	20
2. 建築物石綿含有建材調査者講習の受付を開始いたしました	20
3. 令和3年度 宮崎県産業安全衛生大会が開催されました！	21
● 火薬協会	
1. 令和3年 火薬類保安検査及び立入検査等について	22
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）	24
2. 中間前払金制度のご案内	25
● 建設業情報管理センターからのお知らせ	26
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	27

# 令和3年12月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水		県下一斉木造建築現場パトロール	
2	木		斜面の点検者に対する安全教育（延岡）	
3	金	みやざきテクノフェア（4日まで）	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（延岡 4日まで）	
4	土			
5	日			
6	月			
7	火	全国技士会 国交省との意見交換会	足場の組立て等作業主任者技能講習（清武 8日まで）	
8	水			
9	木	全国技士会 事務局長・担当者会議		
10	金	永山副知事との意見交換会（高千穂地区協会）	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（延岡 11日まで）	
11	土			
12	日			
13	月			
14	火	県協会 常務理事会・県との意見交換会	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育（清武）	
15	水	建産連と県との意見交換会	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（清武）	
16	木			
17	金	第2回農業土木委員会・県との意見交換会		
18	土			
19	日			
20	月		災防団体連絡協議会（宮崎）	
21	火			
22	水	永山副知事との意見交換会（宮崎地区協会）	建築物石綿含有建材調査者講習（清武 23日まで）	
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	水			
30	木			
31	金			

## 県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

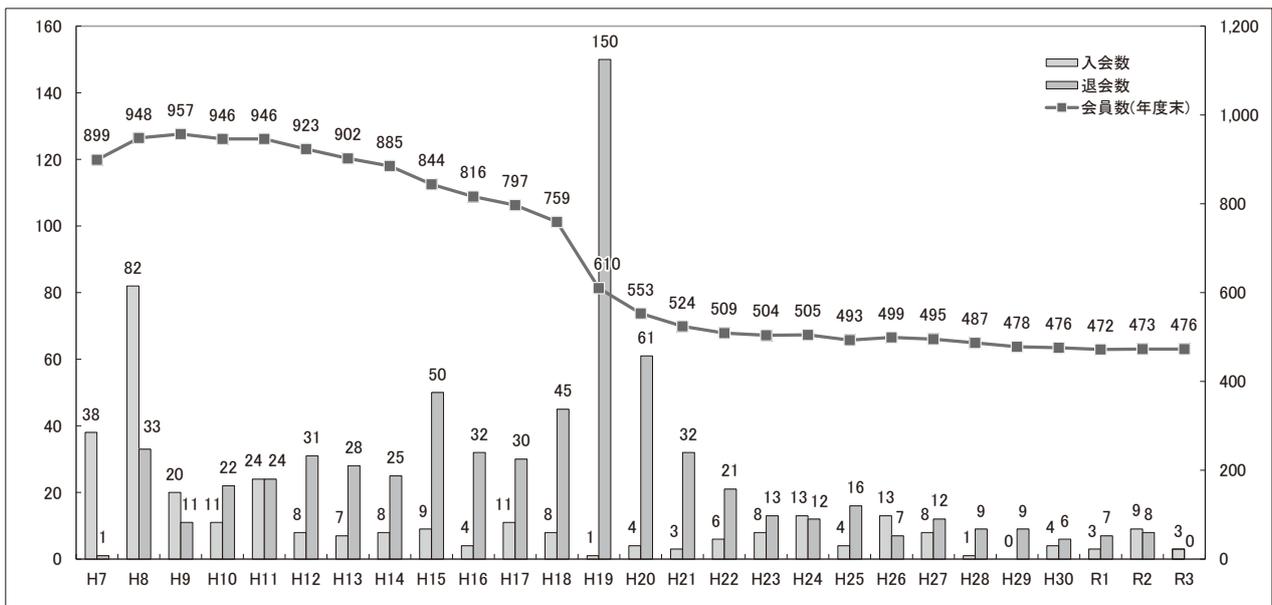
項 目	所 管	形 式
2021.11.1付 宮崎県建設業協会 令和3年度（下期）2級建設業経理士に係る1月受験準備講座の開催案内について	宮 崎 県 建 設 業 協 会	バナー
2021.7.8付 宮崎県建設業協会 建設キャリアアップシステム認定登録機関の開設について	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html

## 会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
都 城	(有) 弘 栄 建 設	商 号	(有) 河 口 組	(有) 弘 栄 建 設
		所 在 地	都城市下長飯町785番地3	都城市下長飯町769番地6

## 宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	0
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	476

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R3は11.29現在

# 宮崎県建設業協会

## 1. 宮崎県選出自由民主党国会議員との意見交換会を開催

令和3年11月17日（水）に常務理事全員で上京し、本県選出自民党国会議員と建設業の諸課題について意見交換会を開催し下記の要望を行った。

各先生方が一致協力して課題に取り組んでいきたいとの力強い回答をいただいた。

### 要望事項

1. 令和3年度補正予算の早期編成と本県への優先配分
2. 令和4年度公共事業当初予算の増額確保
3. 東九州自動車道・九州中央自動車道の整備促進と暫定2車線区間の4車線化促進、並びに国県道の改良促進
4. 「防災・減災のための国土強靱化5カ年加速化対策」の着実な推進
5. 働き方改革、及び、生産性の向上への取組
6. 設計労務単価のさらなる引き上げ
7. 低入札価格調査基準の引き上げと上限の撤廃
8. 発注と施工時期の平準化
9. 建設業が安心して設備投資でき、担い手確保に踏み込めるための中長期的、かつ、具体的な公共事業計画の策定



## 2. 宮崎県農政水産部との意見交換会を開催

11月16日（火）に建設会館5階会議室において、各地区建設業協会長が宮崎県農政水産部と高病原性鳥インフルエンザに対する防疫の取組や農業農村整備事業における不調・不落対策をテーマに意見交換会を行った。

鳥インフルエンザの防疫では、埋却候補地調査の進捗状況や防疫作業中の労災事故等について意見を交換し、不調不落対策では、材料・燃料代の高騰や歩掛、施工単価の改定等について要望した。



## 宮建協

## 3. 令和3年度 第8回常務理事会議事録

令和3年11月16日（火）13時40分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「明日は、上京して地元選出国會議員との意見交換会を開催するため、出席者の方はよろしく願いたい。

午前中には農政水産部との意見交換会が開催され、鹿児島県で発生した鳥インフルエンザや防疫の取組等の説明があった。本県で発生した際には各地区とも迅速な対応をお願いしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

## 議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の情報提供及び出席者等について報告した。

## 議題2 その他

## (1) 宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業若年入職者確保・定着支援事業の雇用状況及び集合研修結果について報告した。

## (2) 土木・労務資材対策委員会開催結果報告について

早瀬課長が参考2に基づき、10月28日に開催された土木労務資材対策委員会及び県との意見交換会の開催結果について報告した。主な議題は熱中症における直接工事費の引き上げ、労務単価についてなど。

## (3) NEXCO西日本との意見交換会開催結果報告について

榎村事務局長が参考3に基づき、11月12日に開催された、NEXCO西日本との意見交換会の開催



第8回常務理事会

結果について報告した。主な議題は入札契約制度、工事管理等に関する改善と今後の新たな取り組みについてなど。

## (4) 優良運輸事業者の積極的利用について

榎村事務局長が参考4に基づき、Gマーク認定の優良運輸事業者の積極的利用への要望があったことを報告した。

## (5) 地元選出国會議員との意見交換会について

榎村事務局長が参考5に基づき、11月17日に開催される宮崎県選出自由民主党国會議員との意見交換会の日程確認及び要望書について報告し、承認された。

## (6) 地元選出国會議員等の国政セミナー開催について

榎村事務局長が参考6～8に基づき、地元選出国會議員等の国政セミナー等への対応について報告し、承認された。

## 議題3 11月以降の協会行事等について

榎村事務局長が参考9に基づき、2月末までの行事について報告し、承認された。

## 4. 令和3年度第6回宮崎県県土整備部と (一社)宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和3年11月16日(火)午後4時15分、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局等が開会を宣した。出席者については下記のとおり。

### ◇宮崎県県土整備部

森次長(道路・河川・港湾担当)  
 管理課: 児玉(憲)管理課部参事兼管理課長、  
 赤江課長補佐、一政・宗像主幹  
 川内主任主事、佐澤主事  
 技術企画課: 桑畑課長、和田課長補佐、  
 湯浅・岩切・春田主幹、  
 森川副主幹、相良主任技師

### ◇宮崎県公共三部共管

工事検査課: 齊藤課長、  
 関工事検査専門員

### ◇宮崎県建設業協会

常務理事会: 藤元会長、  
 本部・興梠・河野(与)副会長、  
 柳橋・河野(義)・長友・池田・津房・  
 黒木・木村常務理事  
 事務局: 石井専務理事、  
 樫村常務理事兼事務局局長、  
 早瀬土木農林課長、  
 大谷総務課長、  
 山尾業務係長、  
 有馬コーディネーター

### 【藤元会長挨拶】

本日は、忙しい中ご出席いただき感謝を申し上げます。新型コロナウイルスについては感染が落ち着いており、今後3回目ワクチン接種も開始される予定となっているが、感染拡大の第6波も考えられるため油断のないようにしたい。

午前中には、農政水産部との意見交換会を実施し、鳥インフルエンザや不調不落対策についての意見を交換した。本県では鳥インフルエンザが昨年12件発生しているため、早めの対策や連携等の確認を行うことができた。

本日は、県土整備部で発生した不調不落の状況や対策等について、踏み込んだ意見交換会にできればと考えている。本日もよろしくお願ひしたい。

### 【森次長挨拶】

11月6日に実施した九州・沖縄ブロッカー一斉現場閉所については、多くの方に協力いただき感謝申し上げます。引き続き第2・4土曜日の閉所への協力もお願いしたい。

新型コロナウイルスについては、本日で連続27日感染ゼロとなっている。今後、感染防止対策を行いながら、経済もこれまで以上に活発に動かしていく必要があると考えているため、協力をお願いしたい。

先日、青年部の皆さんと意見交換会を開催し、「生産性の向上につながる施工性の向上」、「担い手の確保」をテーマとして意見の交換をした。施工性の向上では、プレキャスト製品の更なる活用について検討しており、年度末に向けて成果を出していきたいと考えている。

本日も有意義な意見交換会にしたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

### ◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

#### 《技術企画課》

#### 配置予定技能者に関する取扱いについて

●配置予定技術者に関して、手持工事のない技術者を配置する事が望ましいが、技能者の有効活用の観点から、手持工事のある技能者については、それぞれの取扱いを定めている。監理技術者補佐の活用・主任技術者の兼務・現場代理人の兼務 など。

#### 令和4年度の建設ICT活用工事の見直し(案)について

●ICT(土工・法面工)において、取組の促進等を目的として適用の拡大や発注者指定型の土工量の引き下げ等の検討を行う。詳細については今後、意見交換等を行いながら調整する。



第6回意見交換会

## 宮建協

### ◆意見交換会

#### (1) ICTについて

協会→過去にICT法面の実証実験を行った際に、ドローン(UAV)で起工測量や出来形管理を行った場合と通常の測量方法で計測した場合では面積の差が発生していたが、その取扱いについて教えていただきたい。

また、法面工では500㎡で歩掛が変わるが、その対応方法についても教えていただきたい。

県 →ICT法面の事例や基準が手元にないため詳細な回答はできないが、データの正確性や測定可能箇所の測定等で確認を行う。

協会→ICTはこれからの技術のため、発注者と受注者で情報共有を行い、二度手間が発生しないようにしていただきたい。

県 →国の運用等も確認しながら対応していきたい。

#### (2) 配置予定技能者の兼務について

協会→配置予定技能者の兼務では、誓約書等が必要になるが、応札後に履行できなかった際の対応について教えていただきたい。

県 →対応についてはケースバイケースとなるが、現場着手段階で専任できない場合は、技術者の変更が必要となる。また、状況によっては契約解除といった可能性もある。

#### (3) 随意契約について

協会→不調不落が続き、随意契約となった250万円以上の工事では、工事成績点数が(評価項目が少ないため低く)付くことから受注を希望しない企業が多い状況がある。何らかの対応を検討していただきたい。

県 →持ち帰って検討する。

#### (4) 工事のクラス(格付)の拡大について

協会→各地区協会との意見交換会等を行っていただき、地区の状況に応じた工事のクラス(格付)拡大や随意契約の活用などがスムーズに行えるようにしていただきたい。

県 →不調不落の発生状況に応じて、クラスの拡大等を各土木事務所で判断するよう周知する。

#### (5) 材料等の高騰について(要望のみ)

協会→生コン、木材、ガソリン等の材料・燃料代の高騰が発生しているが、設計単価等への素早い反映をしていただきたい。

また、単品スライド条項はあるが、資料収集等の手間がかかるので、実勢単価が明らかに上昇している場合は見積等の活用をしていただきたい。

## 5. SDGsへの取組について

宮崎県建設業協会は、本年度より国連が掲げる2030年までの持続可能な開発目標「SDGs」に賛同し、下記項目を目標として、事業・活動の促進を図っていきます。

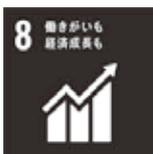
また、SDGsの取組みについて、会員企業へ普及啓発を図り、地域に根差した建設業としての活動を推奨していきます。

### ○取り組む活動の概要と目指すべき成果

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

○次の3項目でスタートし、状況に応じて目標の追加・変更等を行います。

○  **みやざきSDGsプラットフォーム** 構成メンバーとして協同して実施していきます。



#### 経済成長と雇用

建設業の経営の安定化を図ることにより、地域経済の成長と雇用の維持及び創出に貢献すると共に、働き方改革を進め働き甲斐のある建設業を実現する。



#### インフラ、産業化、イノベーション

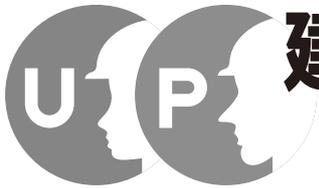
ICT及びDX等先端技術の導入を促進することにより、建設業を持続可能な産業に発展させると共に、時代の変化に対応できる人材の確保と育成を図る。



#### 持続可能な都市

しなやかで強靱な社会資本を整備することにより、持続可能な都市及び人間居住を実現すると共に、自然災害等から県民の生命と財産を守る。

## 6. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について



# 建設キャリアアップシステム 登録推進事業

## 建設キャリアアップシステム(CCUS)とは？

建設技能者の保有資格・就業履歴等の情報を登録・蓄積し活用することで、技能者の適切な評価と処遇改善、現場管理の負担軽減に結びつけるためのシステムです。公共工事での導入も進んでいます。



### 登録の メリット等

- 施工体制管理の効率化、現場事務作業の省力化ができる!
  - 建設技能者の技能や経験に応じた処遇改善につながる!
  - 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となる!
- ※登録方法は、ホームページ (<https://www.ccus.jp/>) 及び認定登録機関(宮崎県建設業協会)にてご確認ください。

### 事業目的

CCUSの導入に必要な初期経費の一部を助成し、登録推進や制度普及を図り、生産性向上や働き方改革並びに処遇改善の取組を支援する事業です。

### 助成対象経費

- (1) CCUSの事業者登録料の1/2以内
  - (2) カードリーダー購入費の1/2以内
- ※カードリーダー購入費のみの申請は不可となり、助成対象台数は1業者1台分のみとなります。  
※消費税及び地方消費税額は対象外となります。

### 助成対象者

宮崎県内に主たる営業所を持つ建設業者(許可業者)で、令和3年6月1日以降にCCUS事業者登録をした業者が対象になります。

### 受付期間

令和3年6月1日から令和4年2月末日まで

(持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

※事業予算を超える申請があった際には、受付を終了します。ご了承ください。

### 応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送してください。



宮崎県建設業協会  
インターネットページ  
オジキビト

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社)宮崎県建設業協会

電話:0985-22-7171

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

## 7. 令和3年度 宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について



外国人を雇用する企業を応援します!!

宮崎県

# 建設産業外国人材 確保支援事業



<b>補助対象者</b>	宮崎県内に本店がある 建設業者(建設業許可を有すること)
<b>補助対象経費</b>	<p>当該年度3月10日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。ただし、3月10日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旅費・受講費</li> <li>2. 通訳費</li> <li>3. 在留資格申請費</li> <li>4. 人材紹介費</li> <li>5. 出展費・説明会等参加費</li> <li>6. 研修費</li> <li>7. その他</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>※研修費について 入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る</p> </div>
<b>補助対象 在留資格</b>	<p>●高度専門職または特定技能1号・2号及び専門的な知識や技術を有する高度技術保有外国人材 (例:土木施工管理技士、建築施工管理技士、技能労働者) ※技能実習生は補助対象外です。</p>
<b>補助額</b>	助成対象経費の1/2以内(一社当たり上限額20万円)
<b>対象者の限度</b>	1事業者当たり年1回のみ(通算上限2回まで)
<b>受付期間</b>	<p>令和3年5月6日から令和4年2月末日まで (持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)</p> <p>注意:事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。 御了承ください ※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。</p>
<b>その他の条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税・地方消費税は対象外。</li> <li>・補助金の交付は事業計画申請受付順とし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</li> <li>・補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを行ったものに限る。</li> </ul>

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会  
または宮崎県のホームページをご覧ください。

---

(一社) 宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

## 8. 令和3年度下期 2級建設業経理士に係る 1月受験準備講座の開催案内

さて、標記下期講座について、下記日時に実施いたしますので、受講希望の方は、ご応募いただきますようご案内申し上げます。

また、3月13日（日）に実施されます上期経理検定試験の申込期間が、11月17日（水）から12月16日（木）までとなっていることを申し添えます。

### 記

	令和3年度 上期	令和3年度 下期
1. 開催日時	7月7日（水）～9日（金）：終了	1月17日（月）～19日（水）
2. 開催場所	宮崎県建設会館5階	
3. 受講料	①宮崎県建設業協会会員 12,000円 ②非会員 21,000円 ※上記受講料消費税・テキスト代込、①②の差額協会負担	
4. 申込期間	開催日の1週間前まで ※相談可	
5. 申込先	宮崎県建設業協会 FAX 0985-23-6798 ※申込書HP参照	
6. 詳細	下記概要参照	
7. その他	申込人数によっては、開催できない場合があります。 ※本会より中止の通知又は連絡の案内が届かなければ、開催となります。	

### 2級建設業経理士受験準備講座 概要

① 講座内容 ※講義時間 9：30～17：15 ※電卓等計算機を持参

時間割	カリキュラム
第1日目	・3級の復習と建設業会計の基礎 ・工事原価の費目別計算と工事間接費の配賦 ・工事原価の部門別計算
第2日目	・主要取引の会計処理 (完成工事高、流動資産、流動負債、固定資産、引当金等)
第3日目	・主要取引の会計処理（株式会社会計、社債等） ・決算と財務諸表 ・本支店会計 ・問題集を使用した演習解説

② 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者

③ 受講料  
・宮崎県建設業協会会員 12,000円  
・非会員 21,000円  
※1 上記受講料消費税・テキスト代込、差額協会負担  
※2 受講料受講日に持参（協会領収書発行） お釣りの無いよう準備

④ 講師 一般財団法人建設業振興基金 2級特別研修 講師経験者

⑤ 使用教材 1) 建設業概説 2) 建設業経理士検定試験学習用テキスト  
3) 建設業経理検定試験問題集・解答と解説

## 宮建協

## 9. 令和3年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

## 令和3年度 10月からの放送日のご案内

## ◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年10月9日(土)から  
令和4年2月26日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送  
○UMKニュースの放送帯(毎週土曜17:30～17:56)  
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 リニューアル版を順次放送  
◇令和3年リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

## ◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和3年10月9日(土)から  
令和4年2月26日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送  
○MRTニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)  
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 リニューアル版を順次放送  
◇令和3年リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

## ◆CM展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM  
1ヶ月 約1,350本  
9スクリーン 年間動員数 約65万人
3. 放送内容 ①タイムラプス撮影による  
橋梁が完成するまでの15秒CM  
②令和3年リニューアル版  
「ICT」・「青年隊募集」篇 15秒CM  
※②の15秒CMが出来次第、①と変更し②を放送

YouTube  
チャンネル  
あります!



宮崎県建設業協会  
イメージキャラクター 「オジギビット」

## 10. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

### 建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
  - ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
  - ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)
- ※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



### プログラム

時 間 10:00からがよろしいかと存じます。  
(火曜、水曜は、実習をしています)

場 所 宮崎県産業開発青年隊

- 体験内容
- 青年隊概要説明
  - 施設案内
  - 建設機械試乗・測量体験など
  - ランチ体験(無料-平日のみ)

\*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



## 70年の伝統を誇る 宮崎県産業開発青年隊

指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



# 雇用改善コーナー

## 1. 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

2 文科初第 1695 号  
職発 0210 第 10 号  
開発 0210 第 3 号  
令和 3 年 2 月 10 日

主要経済団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
瀧 本 寛  
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長  
田 中 誠 二  
(公印省略)

厚生労働省人材開発統括官  
小 林 洋 司  
(公印省略)

### 令和4年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について (通知)

新規中学校・高等学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和2年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和3年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業生の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業生と全日制課程の卒業生との間の差別的取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び接遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業生に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者をめぐる就職環境は、令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（文部科学省調査）は80.4%となっておりますが、地域差もあることから、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が与える影響により一層注意する必要があります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が数多にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就職を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和4年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

### 記

#### 第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

##### 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、令和4年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和3年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業生の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和3年9月5日（沖縄県については令和3年8月30日）以降となるようにすること。

- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和3年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

## 2 求人申込みの手続等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提示を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業を活用する場合は、この限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

### ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和3年7月1日から開始するものとする。

### イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和3年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和3年7月1日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和3年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人票の学校への提示についても、令和3年7月1日から行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

## 3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和4年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

## 4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

## 6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

## 第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

### 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和3年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。  
また、求人者が文書募集による応募を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

### 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

# 建退共

## 1. バス車内広告の掲載について

建退共では、制度加入促進活動の一環として、多くの方の目に留まるよう宮崎交通バス車内に広告を掲載しました。(県内の路線40台)  
 本制度の趣旨を広くご理解いただき、業界を支える建設労働者の福祉の向上と人材を確保するため、一層の加入促進に取り組んでいきます。掲載期間(令和3年10月1日~10月31日)



## 2. 建設業退職金共済制度説明会を開催

令和3年11月9日(火)に都城総合文化ホール、12日(金)にはJAアズムホール、18日(木)には延岡総合文化ホールで建設業退職金共済制度説明会を開催しました。延べ786社と多くの方にご参加いただき、誠にありがとうございました。

説明会では令和3年3月より運用が開始された「電子申請方式」の紹介と令和4年4月1日受付分より適用される「加入・履行証明願の発行基準」についての説明をさせていただきました。説明会を欠席されました事業者につきましては、建退共宮崎県支部のホームページの「加入・履行証明の発行基準」を必ず確認いただきますようお願いいたします。

令和4年4月1日受付分からは、新基準を満たしていない事業者については**加入・履行証明書が発行不可**となりますのでご注意ください。



説明会(都城総合文化ホール)



説明会(JAアズムホール)



説明会(延岡総合文化ホール)

## 3. 建退共宮崎県支部取扱状況(9月分)

	共済契約者(社)	被共済者(名)
8月末計	2,571	30,543
加入	4	119
脱退	3	107
9月末計	2,572	30,555

	手帳更新件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)	前月分	当年度計
9月分	1,412	83	62,833,335	83,976	
今年度総累計(2021年9月)	6,033	635	587,766,246	345,288	

# 技士会



## 1. 「監理技術者講習」についてのお知らせ

令和3年度の（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は11月10日（水）で終了しました。本年度は4月から11月の計7回開催し合計で208名の方が受講されております。

技士会の監理技術者講習は経験豊かな講師による対面式講習会となっており、大変好評を得ておりますので、令和4年に講習を予定されている方はぜひ技士会の講習会をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和4年の予定は、右記のとおりです。

日 程	場 所
令和4年 4月27日（水）	宮崎県建設会館
令和4年 5月13日（金）	〃
令和4年 7月 6日（水）	延岡建設会館
令和4年 8月17日（水）	宮崎県建設会館
令和4年 9月14日（水）	都城建設会館
令和4年11月 9日（水）	延岡建設会館
令和4年11月16日（水）	宮崎県建設会館

## 2. 中間検査改定に関するアンケート調査へのお願い

宮崎県工事検査課では、今年度もアンケート調査を実施しており、アンケート調査票の配布・収集を宮崎県土木施工管理技士会で行っておりますが提出が少ないようですので、ご協力をお願い致します。

### 1. アンケートの対象

- ・環境森林部、農政水産部、県土整備部発注の当初設計金額1千万円以上で完成検査を受検した工事

### 2. アンケート調査票（エクセル形式）の配布

宮崎県土木施工管理技士会のホームページからダウンロードしてください。

○ 新着情報 2021. 4. 19

### 3. アンケート調査票の収集

宮崎県土木施工管理技士会の事務局へメール送信してください。

【宮崎県土木施工管理技士会 事務局 メールアドレス】

m-gishi@m-gishi.jp

### 4. 提出期限（目安）

完成検査受験後、概ね2週間以内を目安に、提出してください。

## 3. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について

宮崎県土木施工管理技士会では、（一社）日本UAS産業振興協議会（JUIDA）の認定を受けている、ドローンアビエーション（株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール）と共催して、JUIDA認定のドローンスクールを開催いたします。

講習期間 4日間 随時受付 費用 会員 230,000円

詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。

電話 0985-31-4696

## 技士会

### 4. 第9回土木工事写真コンテストの募集について

(一社)全国土木施工管理技士会では、土木工事に関する写真を募集しています。写真の著作権を持つ方ならどなたでも応募できますので、あなたも担当した工事現場の写真を応募してみませんか。詳しくは、全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

- 1 テーマ：土木工事に関する令和3年に撮影した写真
- 2 応募締切：**令和3年12月31日**
- 3 応募方法：<http://www.ejcm.or.jp/photo/>よりご応募ください。

#### 第8回募集要項

- \*どなたでも応募できますが、写真の著作権を持つ方に限ります。
- \*土木工事に関する写真で、令和3年1月～12月に撮影したもの。
- \*躍動感のある「現場の様子」や「働く人達」の様子
- \*合成・加工写真は不可、但し、デジタル写真作品のトリミング、自然な濃度や色味の調整などはこれに該当しません。
- ⑨ 安全チェックがあります。安衛法に触れるような危険な位置からの撮影や現場風景は対象外となりますのでご注意ください。
- \*優秀作品には以下の賞が授与されます。
  - ・最優秀賞（1点）…賞金5万円
  - ・優秀賞（数点）…賞金1万円
  - ・入選（数点）…プリペイドカード5千円分

# 事業協同組合 ■ ■

## 1. 立替決済サービス (株)ランドデータバンクのご案内



新しい時代に '次世代' 金融プラットフォームを

「建設業界」に特化した New!

## 立替決済サービス登場!

(2020年9月1日 正式登録開始、10月1日 立替開始) \*1

登録受付中!

スピーディな  
立替

担保・債務保証  
不要

シンプル  
な一律手数料

**ポイント!**

売り手/買い手  
双方にメリット

- ✓ 建設会社様の資材購入費や外注費をスピーディに立替、完工後にお支払い ・工事当たり500万円~1億円の立替 \*2 \*3 \*6
- ✓ 担保や債務保証、財務諸表の提出は不要 <独自審査>
- ✓ シンプルでわかりやすい一律の手数料
  - ・建設会社様、資材会社様 (又は協力会社様) 双方に立替手数料をご負担頂きます。手数料は建設会社様1.0%、資材会社様等1.0%です。\*4
  - ・手数料以外の入会金、年会費は無料です。

買い手  
(建設会社様)



① 納品・検収

LAND  
DATA  
BANK

金融サービス  
プラットフォーム

\*5

売り手  
(資材会社様・協力会社様)



③ 後払い

② 立替払い

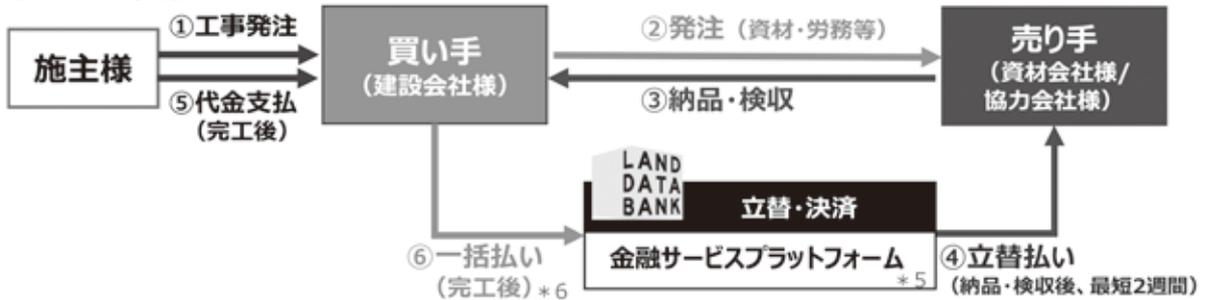
株式会社ランドデータバンク

[www.ldb.co.jp/](http://www.ldb.co.jp/)



# 組 合

## ■ サービス概要



## ■ 買い手視点 (建設会社様) の特長

**入札 (入札) 契約 施工 完工 代金受領**

【買材購入】  
工事代金受領まで買材費等の支払い → LDBで立替決済

買材会社A 買材会社B 建設会社C

※立替開始は経費及び財工

**<建設会社様の資金需要イメージ>**

**従来の取引**

- 自己資金
- 借入金
- 銀行融資等

※工事代金受領前に買材経理は経費(買材代)を発生 (資金負担)

買材会社へ支払

**サービス利用時**

- 自己資金
- 借入金
- 銀行融資等

※LDBで自前受領のため買材費の現金入り

立替 立替 不要

収入 支出

**<ご利用手順>**

利用登録

工事登録

立替・決済

- ✓ 申請手続きが簡単 (財務諸表不要、保証人・担保不要)
- ✓ 決済業務の削減 (振込手数料、振込業務が不要)
- ✓ 工事全体の資金状況可視化

## ■ 売り手視点 (資材会社様・協力会社様) の特長

**入札 (入札) 契約 納品検収 納品検収 施工 納品検収 完工 代金受領**

建設会社

買材会社 買材会社 買材会社

※買材会社 買材会社 買材会社 (買材会社)

**<資材会社様/協力会社様の入金事情>**

**従来の取引**

- 手形
- 手形
- 手形

※買材会社 買材会社 買材会社 (買材会社)

買材会社へ支払

**サービス利用時**

- 手形
- 手形
- 手形

※買材会社 買材会社 買材会社 (買材会社)

買材会社へ支払

収入 支出

**<ご利用手順>**

利用登録

立替・決済

- ✓ 早期現金化、集金の手間なし (検収後 最短:2週間、最長:翌月末)
- ✓ 信用保証 (与信) 不要 (売掛債権100%保証、買戻し無し) ※立替実施時
- ✓ 取引状況の可視化 (取引会社に対するものについて)

- \*1 9月1日は正式登録開始日、10月1日は受付工事に関する支払いの立替開始日です。
- \*2 建設会社様が施主から受注された工事当たりの立替金額です (工事受注額ではありません)。なお、1億円を超える立替が必要な場合は、お手数ですがご相談ください。 ※本サービスは法人が対象となり、個人事業主の方は除きます。
- \*3 当社、提携会社の審査等により、お取引をお断りする場合があります。また、当社の審査状況により、財務諸表等をご提示頂く場合があります。
- \*4 立替手数料は時期により一律です。標記の手数料率は2020年9月から2021年9月末日までとなります。
- \*5 当社サービスは、提携会社との連携にて提供いたします。
- \*6 一括払いは工事登録から最長10か月となります。10か月を超えた場合、完工前、施主からの支払前にて弊社へのお支払いとなる場合があります。尚、本書面に記載の内容は正式なサービスの開始及び運用に際して変更が生じる可能性があります。

## 株式会社ランドデータバンク

〒105-0004  
東京都港区新橋1-7-10  
近鉄銀座中央通りビルⅢ 6階  
☎ 0120-577-525  
Mail: info@ldb.co.jp



設立 2019年7月26日

資本金 14億円

株主

- ・INCJ (産業革新機構から分割、事業継承)
- ・コマツ (小松製作所)
- ・三井住友銀行
- ・三井住友ファイナンス&リース
- ・三井住友カード

## よくあるご質問

## Q1 立替の対象は何ですか？ また、立替金額に制限はありますか？

立替の対象は、お申込み頂いた工事に関する資機材のみのお支払いでも、資機材を含めた請負契約を行う予定の建設会社様へのお支払いでも可能です。立替の金額は工事当たり500万円～1億円です。1億円を超える場合は別途ご相談ください。

## Q2 立替工事の種類等に制限はありますか？

<建設会社様> 立替対象の工事は、土木、建築など建設工事全般ですが、戸建て建築は含みません。また、個人事業主様は対象としておりません。  
<資材会社様> 戸建て建築資材は対象としていません。また、個人事業主様は対象としておりません。

## Q3 どの資材会社・協力会社との取引にも利用できますか？

本サービスは建設会社様とその取引先双方の申込みが必要となります。  
例えば、お客様が元請施工会社様の場合には、お取引をされる資材会社様、協力会社様も本サービスをご利用いただけます。  
お取引先をお教えいただければ、弊社から本サービス内容、必要なお手続きについてご説明させていただくことも可能です。

## Q4 利用手続きはどの様に行ったら良いですか？

サービス利用までの流れは以下になります。  
<建設会社様> ①利用登録 → ②工事登録 → 立替利用開始 となります。  
履歴事項全部証明書、本人確認資料の写し、工事契約書をご準備頂くだけで簡単に申込みができます。  
<資材会社様、協力会社様> ①利用登録のみ → 立替利用開始 となります。

## Q5 審査はどのようにおこなわれますか？

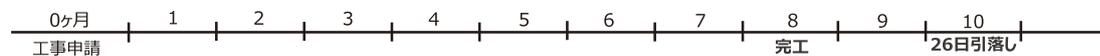
弊社および提携会社により審査を実施致します。審査により、申込や立替ができない場合があります。

## Q6 立替による入金時期はいつになりますか？（資材会社様、協力会社様へ入金）

立替取引の当社への申請時期とそれに基づく立替金の資材会社様又は協力会社様へ入金時期は以下の通りです。  
◀月2回のタイミングで入金となります▶  
・立替申請 15日締め、月末日入金 ・立替申請 月末締め、15日入金  
\*支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日での入金となります。  
\*立替申請の締め日は、土日祝の場合でも、建設会社様、及び資材会社様・協力会社様の双方の対応が完了することで当日の処理が可能です。

## Q7 引落し（立替をおこなった金額）の時期はいつになりますか？

立替をおこなった金額の引落しは、完工月の月末締め、翌々月26日となります。立替期間は工事申請の翌月（工事登録）から最大10か月です。工事申請の翌月（工事登録）から8か月までに完工となるように工程をご調整ください。



## Q8 入会金や年会費はありますか？

本サービスご利用の際の入会金、年会費は無料です。  
利用手数料が必要となりますが、立替金額や期間に関わらず一律となります。\*手数料は、時期により変更となる可能性があります。

## Q9 資材会社や協力会社からの、立替対象取引の請求先はどこになりますか？

資材会社様や協力会社様からの立替対象取引の請求先は、これまで通り建設会社様となります。  
資材会社様や協力会社様から発行頂いた請求書を弊社システムにご登録後に、弊社が立替払いを行います。

## Q10 システムを使用している登録や経理処理等のやり方がよくわからない。

ご利用の際のシステム利用方法や経理処理（建設会社様、資材会社様及び協力会社様）がご不明な場合は、弊社の営業担当よりご説明の上、お手続きのご支援させていただきます。

# 建災防 ■ ■

## 1. 令和3年度 建設業年末年始 労働災害防止強調期間について

●本期間：令和3年12月1日～令和4年1月15日

### 無事故の歳末 明るい正月

初めに、昨年より世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、いまだ社会生活に大きな影響を及ぼしておりますが、年末年始を控え、気を緩めることなく、引き続き、感染拡大防止を心掛けた行動をお願いします。

さて、当協会では、年末年始の労働災害防止を目的として、本年度も12月1日から令和4年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の熱意と日々の地道な安全衛生管理活動により、その発生件数は長期的に減少傾向にあります。本年9月現在の速報値を見ると、建設業における死亡者数は155人で前年より1人増ですが、休業4日以上の死傷者数は9,032人となっており、新型コロナウイルス感染症によるものを除いても前年より増加傾向にあります。

また、建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害による死亡者数は63人で前年より9人増となり、依然として墜落・転落災害の約5割を占めていることから、高所作業における作業床・手すりの設置、新規格に適合するフルハーネス型及び胴ベルト型安全帯の使用をはじめとした墜落・転落災害防止対策の一層の推進をお願いいたします。

建設業では、激甚化する自然災害からの復旧・復興工事に加え、国土強靱化を実現するためのインフラ整備工事等が全国各地で行われております。一方でこれから迎える冬期には凍結や降雪等に伴う労働災害や火災、年末年始の工事の輻輳化などによる労働災害発生リスクの高まりが懸念されます。このような状況を踏まえ、労働災害防止対策の推進に、より一層取り組んでいただきたいと思います。

特に、安全衛生活動を実効あるものとするために、店社および現場でのリスクアセスメントの確実な実施と、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」（ニューコスモスおよびコンパクトコスモス）の積極的な導入・運用を図ると共に、建災防方式「健康KYと無記名ストレスチェック」の実施および建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した新たな視点での労働災害防止対策についても併せて進めていただきたいと思います。

会員各位をはじめ関係者全員が一丸となり、経営トップのリーダーシップの下、本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンの下、無事故・無災害で新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。

令和3年11月 建設業労働災害防止協会  
会長 今井 雅 則



## 2. 建築物石綿含有建材調査者講習の受付を開始いたしました

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日

とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受け、当該講習を下記により実施いたしますので、この機会に受講頂くようご案内します。

なお、申込手続き等詳細につきましては、当協会支部ホームページでご確認ください。

1 講習の種類

- 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
- 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

2 開催日時及び会場

講習の種類	講習日	CPDS登録番号	講習会場
建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）	令和3年12月22日（水）～23日（木）	668492	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559-1）
建築物石綿含有建材調査者講習（一般）	令和4年2月15日（火）～16日（水）	668488	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559-1）

\*午前8時15分受付、8時45分開講 \*各会場駐車場有 \*CPDS登録番号は全科目受講時の番号です。

3. 令和3年度宮崎県産業安全衛生大会が開催されました！

令和3年11月11日（木）、佐土原総合文化センターにおいて、宮崎県産業安全衛生大会が開催されました。大会は、宮崎県労働災害防止団体連合会の主催により、宮崎労働局、宮崎県、宮崎市等の後援をいただき開催されたもので、当日は224名の参加がありました。

安全衛生優良事業場として、建設業関係では、**春山建設工業 株式会社（宮崎分会）**が表彰されました。



大会宣言

宮崎労働局第13次労働災害防止推進計画は、「宮崎県内で働く一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さない」という基本理念のもと、「死亡労働災害ゼロ」の実現を目指し、5か年計画の4年目を迎えている。

しかしながら、宮崎県における死亡及び休業4日以上の労働災害は、3年連続で増加している状況にある。さらに令和2年の労働災害による死者数は1,576人で、令和元年から大幅に増加し、平成19年以来13年ぶりに1,500人を超える憂慮すべき事態となっている。

この主な原因として、1つには、全業種で「転倒災害」が多発していること。2つ目は、60歳以上の高齢者の労働災害が多発していること。3つ目は、新型コロナウイルス感染症に起因する労働災害が増加していること。などが挙げられる。

転倒災害の主な原因は、滑り、つまづき、踏み外しであることから、チェックリストを活用した職場総点検の実施が有効である。

また、高齢者が安心・安全に働ける職場環境の実現に向けたリスクアセスメントの実施、職場環境の改善、健康診断の実施、体力チェックの実施等が求められている。

新型コロナウイルス感染症の危険が続く中、企業を取り巻く環境には大変厳しいものがあるが、情勢がいかに厳しくとも、「安全と健康確保は全てに優先する課題」である。

本大会を契機に、参加者一人ひとりが原点に立ち返って、人命尊重の基本理念を再確認し、安全で健康・快適な職場作りに向けて全力を尽くすことをここに誓う。

右 宣言する。

令和3年11月11日

令和3年度 宮崎県産業安全衛生大会

# 火薬協会

## 1. 令和3年度火薬類保安検査及び立入検査等について

令和3年12月から令和4年3月にかけて火薬類保安検査等が実施されます。

火薬類製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類取締法第35条に基づき、製造施設又は火薬庫並びに保安組織及び方法について県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

なお、宮崎市内については、火薬類取締法の規制に関する事務が県から宮崎市に権限移譲されていますので宮崎市長が行う保安検査を受けなければなりません。

該当事業所については、特に次のことについて事前に確認されるようお願いいたします。

### (1) 確認事項

#### ア 保安検査までに確認しておく事項

- ・ 保安手帳 保管場所の確認
- ・ 火薬庫販売台帳 記載漏れ・間違いがないか
- ・ 庫外貯蔵庫出納帳簿 同 上
- ・ 火薬庫出納帳簿 同 上
- ・ 火薬庫について 入口の扉は2重扉で、内扉と外扉にはそれぞれ施錠されているか  
壁等にヒビはないか  
周辺に枯草等燃えるものはないか  
貯水槽の水は減っていないか  
警鳴装置は正常に作動するか等

#### イ 武器製造・販売立入検査までに確認しておく事項

- ・ 帳簿 記載漏れはないか
- ・ 警報装置 正常に作動するか
- ・ 施錠状況 鍵は壊れていないか
- ・ 販売用銃の保管数量 立入検査時までに数量を確認しておくこと。
- ・ 修理・預かり銃の保管数量 同 上

### (2) 保安検査申請手続きについて

保安検査申請書を作成し、宮崎県収入証紙41,000円分を貼付して前回の保安検査証の交付を受けた日から11か月を超えない日までに県消防保安課まで提出（書留郵送可）して下さい。

保安検査に合格すると保安検査証が交付されますが、少なくとも次年度の保安検査証が交付されるまでは保管しておくようにして下さい。

なお、宮崎市内に火薬庫を所有若しくは占有する業者は宮崎市消防局に申請手続を確認して申請書を提出して下さい。

### (3) 実施計画表（日程は、県、事業所の都合で変更になる場合があります。）

区分	検査日程	開始時間	対象事業所	
1	販売銃砲	令和3年12月7日（火）	10：00	日置銃砲火薬店
2	砕石	令和3年12月14日（火）	10：00	(有) 荒殿興業
3	販売銃砲	令和3年12月21日（火）	10：00	(有) 小泉銃砲火薬店
4	販売銃砲	令和3年12月21日（火）	13：00	(有) 村上銃砲火薬店

区 分		検査日程	開始時間	対象事業所
5	販売銃砲	令和4年1月12日(水)	10:30	(有)佐藤銃砲火薬店
6	販売銃砲	令和4年1月18日(火)	10:00	(有)柿菌花火
7	販売銃砲	令和4年1月25日(火)	10:00	(有)仁岸銃砲火薬店
8	販売銃砲	令和4年1月25日(火)	13:00	秋本銃砲火薬店
9	火薬販売	令和4年1月27日(木)	10:00	カヤク・ジャパン(株)雷管工場
10	販売銃砲	令和4年2月1日(火)	10:00	井上銃砲火薬店
11	砕石	令和4年2月3日(木)	10:00	矢野産業(株)日向砕石工場
12	販売銃砲	令和4年2月3日(木)	13:00	(有)石川銃砲火薬店
13	火薬販売	令和4年2月8日(火)	10:00	カヤク・ジャパン(株)東海工場
14	販売銃砲	令和4年2月15日(火)	10:00	上村銃砲火薬店
15	銃 砲	令和4年2月15日(火)	11:30	柿並銃砲店
16	販 売	令和4年2月15日(火)	13:00	県漁連
17	販売銃砲	令和4年2月17日(木)	10:00	(株)井上火薬
18	販 売	令和4年2月28日(月)	09:30	後藤銃砲火薬店
19	販売銃砲	令和4年3月8日(火)	10:00	(有)遠山銃砲火薬店
20	銃 砲	令和4年3月8日(火)	11:00	井内金物店銃砲火薬部
21	銃 砲	令和4年3月8日(火)	13:00	水間銃砲火薬店

### 至急～保安講習未受講者へ

火薬類保安手帳(黒手帳)の有効期間内に保安講習を受講しなかった方は、再教育講習を受講して、新たに保安手帳の交付申請をすることになります。

従事者手帳(黄色手帳または青色手帳)の有効期限内に従事者講習を受講しなかった方は、新たに従事者講習を受講して従事者手帳の交付申請をすることになります。

なお、保安手帳の期限が失効された方は、火薬等の作業に従事できませんので注意して下さい。

12月中の講習は、すべて自宅学習制度による講習になります。

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払い保証分）（10月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

### I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和3年度	459	▲ 1.7	12,848	▲ 21.8	2,534	▲ 0.2	108,270	▲ 5.5
令和2年度	467	▲ 12.2	16,424	▲ 12.9	2,540	▲ 3.8	114,540	26.5
令和元年度	532	▲ 1.7	18,863	52.3	2,640	8.8	90,519	16.7
平成30年度	541	8.4	12,384	3.1	2,426	▲ 2.9	77,541	▲ 3.2

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

### II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

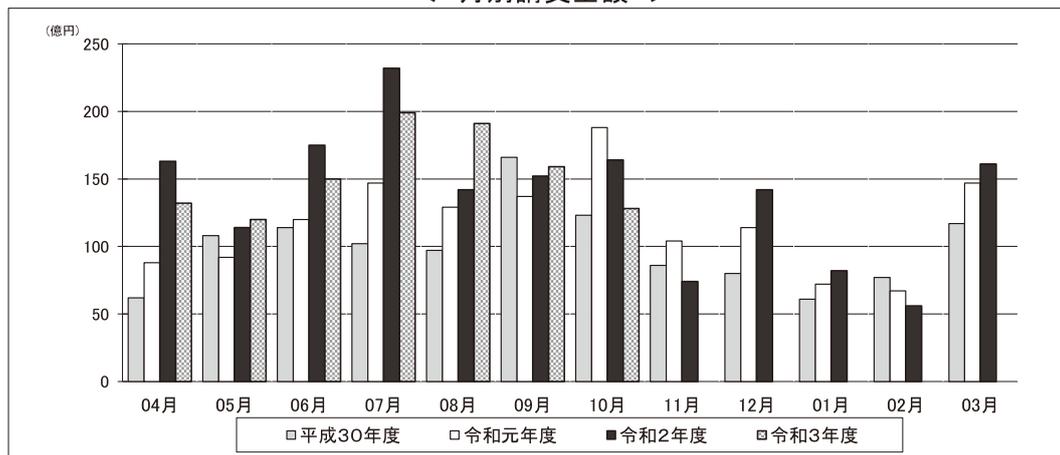
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	17	13.3	1,553	30.6	219	▲ 6.0	28,711	19.1
独立行政法人等	3	▲ 66.7	242	▲ 81.0	16	▲ 46.7	2,599	▲ 16.9
県	214	▲ 11.2	6,254	▲ 27.8	1,010	1.4	40,306	▲ 17.0
市町村	223	13.8	4,678	37.0	1,271	0.2	34,653	▲ 5.0
その他の公共的団体	2	▲ 66.7	119	▲ 93.6	18	38.5	1,998	▲ 12.9
計	459	▲ 1.7	12,848	▲ 21.8	2,534	▲ 0.2	108,270	▲ 5.5

### III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	103	47.1	3,268	5.6	517	1.2	25,727	▲ 17.0
日南	32	0.0	1,774	98.4	209	14.8	12,511	97.6
串間	22	37.5	375	▲ 27.9	109	9.0	3,499	▲ 20.3
都城	50	▲ 20.6	1,253	▲ 27.3	295	▲ 8.7	17,241	1.8
小林	45	▲ 4.3	1,010	▲ 10.7	245	0.8	6,735	▲ 2.3
高岡	19	▲ 13.6	441	▲ 24.6	97	5.4	1,936	▲ 31.0
西都	26	▲ 16.1	561	▲ 30.3	149	0.7	5,497	▲ 33.9
高鍋	21	▲ 16.0	791	24.9	128	▲ 10.5	9,567	9.9
日向	56	▲ 6.7	881	▲ 44.6	349	1.7	10,006	▲ 10.5
延岡	50	▲ 7.4	1,687	▲ 56.2	236	0.9	10,541	▲ 6.9
西臼杵	35	▲ 25.5	802	▲ 49.6	200	▲ 9.5	5,005	▲ 24.9
計	459	▲ 1.7	12,848	▲ 21.8	2,534	▲ 0.2	108,270	▲ 5.5

< 月別請負金額 >



## 2. 中間前払金制度のご案内


**工事後半の資金繰りをサポート!**

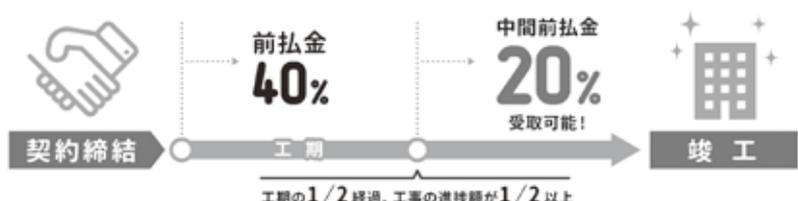
# 中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + **中間前払金 20%**

**簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!**

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。



工期の1/2経過、工事の進捗額が1/2以上

工期が長くても安心ね!



**よくある質問 Q & A**

<p><b>Q</b> どのような場合に請求できるの?</p> <p><b>A</b> 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。</p>	<p><b>Q</b> 出来高検査はあるの?</p> <p><b>A</b> 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。</p>
<p><b>Q</b> 手続きは面倒じゃないの?</p> <p><b>A</b> 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•保証申込書</li> <li>•前払金使途内訳明細書</li> <li>•発注者が発行する認定調査(写)</li> </ul>	<p><b>Q</b> 保証料はどれくらいかかるの?</p> <p><b>A</b> 保証料率は一律<b>0.065%</b>と非常にローコストです。</p> <p style="font-size: small;">一例 請負金額5,000万円の工事の場合</p> <p style="text-align: right;">中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 <b>6,500円</b></p>

**対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。**

 西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橘通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX  **0120-553-835**

西日本建設業保証  <https://www.wjcs.net/>



# 建設業情報管理センターからのお知らせ

## CIIC 経営状況分析

### 電子申請



事務所から！

自宅から！



申請書作成～申請～結果受け取り  
そのパソコンで、ぜんぶできます！

#### CIIC 電子申請の流れ



### 1 作る

らくらく  
申請書作成！

無料申請ソフト  
なんでも経審Plus  
で分析申請書・財務  
諸表など申請書類を  
入力し、電子申請デー  
タを作成します。

どなたでも、いますぐ無料で使える！

許可・経審・分析申請書作成ツール

#### なんでも経審Plus

- ・自動バージョンアップ機能
- ・担当者間のデータ共有
- ・評点計算シミュレーション

### 2 送る

送付0日！

登録無料CIICマイページから電子申請データを送信し、  
申請完了！マイページからネットバンキングやペイジー  
のお支払い手続きもOK！

### 3 受け取る

お届け0日！



「e 結果通知で受け取る」を選択  
すれば、分析完了後マイページか  
ら結果通知書を受け取り、印刷できます。

※申請データ送信後、直ちに分析が完了するわけではありません。

令和4年度 建設業許可・経営事項審査の電子申請 開始予定

国土交通省では、令和4年度に建設業許可・経営事項審査の電子申請システムの運用を開始する予定です。  
申請手続きの電子化により、申請者・許可行政庁双方の事務負担の軽減を目的としています。

経営状況分析は“信頼と実績”の 登録経営状況分析機関 登録番号 1

【アドレス】 <http://www.ciic.or.jp/>  
又は、CIIC

## CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 西日本支部

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号(上町セイワビル9階)

【お問い合わせ】 近畿地区 Tel. 06-6767-2801 中国・四国地区 Tel. 06-6767-2802  
九州・沖縄地区 Tel. 092-483-2841

当財団は、情報セキュリティ  
マネジメントシステム (ISMS)  
に関するISO規格 (27001) の  
認証を取得しています。



# 建設業福祉共済団

## <法定外労災補償制度>

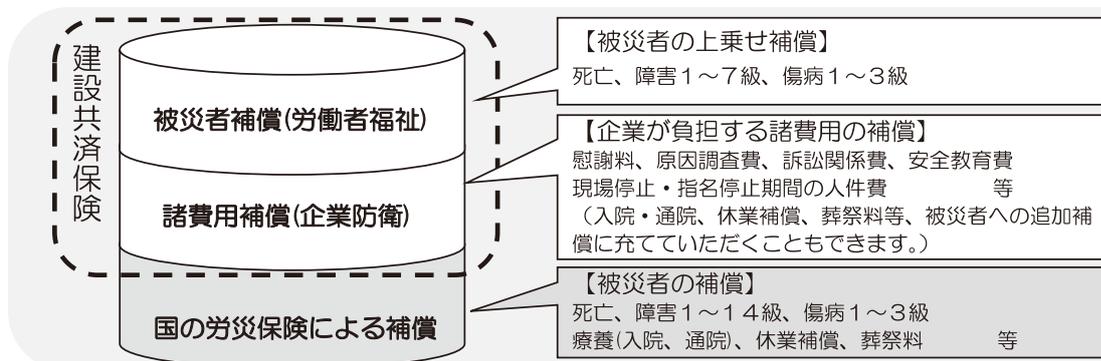
### 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします!

(年間完成工事高契約)

#### ◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



#### 1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

#### 2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

#### 3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

#### 【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

#### 【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円  
 (被災者補償保険金 500万円)  
 (諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

#### 【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

#### 【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

#### 公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関  
 一般社団法人 宮崎県建設業協会  
 Tel 0985-22-7171

建設共済保険

検索

みんなで育てよう安心を。

労災上乗せ補償は

# 建設共済 保険

契約者に役立つ制度充実

掛金が魅力  
手厚い補償  
(5,000万円まで)

労働者と企業のリスクをカバー



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

## 育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

## 労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

## 公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階  
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会  
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19  
Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索